

告示666号等改正・性能評価手数料改訂にかかる説明会

(質疑メモ)

Q 様々な形状・曲面の膜構造が求められるなか、この度の告示改正による支持スパンや定着面積の拡大などにより、不等張力曲面、応力集中やポンドイングなどが懸念されますが、ご意見をいただけますでしょうか？

A 告示に示す構造方法は、建築基準法に基づく生命・財産の保護などを目標とした最低限の基準になるものであり、全てのケースに施主が要求する性能が担保されている訳ではない。性能設計的な検討のなかで当該建築物に求める性能の実現が図られるべきものとする。

Q 4mピッチという制限が廃されたところであるが、変形制限で支点間距離4mが基準の区分として残された理由は？

A 旧特定膜時代から、4m以下では絶対変形量が小さくなることから相対変形量の変形制限は緩和できる考えがあり、今回もその考えを踏襲した。

Q 今回の改正は、膜構造用フィルムにも適用されるのか？

A 告示666号及び667号の今回の改正に係る部分では、膜の種別による書き分けはされていないので、膜構造用フィルムにも同様に適用される。